

○豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成9年3月31日

条例第1号

豊山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年豊山町条例第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 一般廃棄物の減量及び処理（第9条—第18条）

第3章 手数料等（第19条—第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、資源が有限なものであり、かつ、廃棄物が貴重な資源となり得ることから、廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- （2） 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- （3） 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- （4） 再利用 廃棄物を再び使用すること又は資源として活用することをいう。

（町の責務）

第3条 町は、この条例の目的を達成するため、廃棄物の減量及び適正な処理に関して、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 町は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、町民の自主的な活動の促進を図らなければならない。

3 町は、町民及び事業者に対して、廃棄物の減量及び適正な処理に関する意識の啓発及び情報の提供に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は法第7条及び第14条の規定により許可を受けた者（法第7条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下同じ。）に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

3 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難とならないよう努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するなど、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 町民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、町の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地若しくは建物の占有者又は管理者は、土地又は建物並びに当該地に面する道路及び側溝の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 町民、滞在者及び旅行者は、公園、広場、河川、道路その他公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚さないようにしなければならない。
- 3 公共の場所において、宣伝物、印刷物等（以下「宣伝物等」という。）を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。
- 4 公共の場所において、催しを行い、又は行わせた者は、当該場所及びその周辺におけるごみの散乱防止に努めるとともに、散乱した場合は、速やかに当該場所及びその周辺の清掃を行わなければならない。
- 5 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに町長に報告しなければならない。
- 6 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所に当該物が飛散し、又は流出することにより、生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

（廃棄物減量等推進審議会の設置）

第7条 一般廃棄物処理計画の推進を図るため、重要な事項を審議する豊山町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者から町長が任命する。
  - (1) 廃棄物の処理に関して学識経験のある者
  - (2) 廃棄物の減量及び資源化に関して実績のある住民団体の代表者
  - (3) 事業者団体の代表者
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの
- 4 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第8条 削除

第2章 一般廃棄物の減量及び処理

（一般廃棄物処理計画）

第9条 町長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたとき又は変更したときは、これを告示しなければならない。

（町による一般廃棄物の処理）

第10条 町は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生することを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2 町は、前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、法第6条の2第2項及び第3項の規定に基づき定められた基準に従って行うものとする。

3 町は、一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとした一般廃棄物の分別排出を住民及び事業者に普及させるため、広報、啓発、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、一般廃棄物の排出の抑制を図るため、一般廃棄物処理計画に基づき資源回収の促進、包装の簡素化、再利用可能な容器の利用その他の廃棄物排出の抑制に資する生活様式、事業活動の普及等に努めるものとする。

（町による廃棄物の減量）

第11条 町は、家庭廃棄物を分別により収集するなどの施策を実施することにより、一般廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 町は、法第6条の2第5項の規定により、事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を求められることができる。

3 前項に規定する事業系一般廃棄物の多量の排出量は、規則で定める。

（事業者による廃棄物の減量）

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等（以下「物の製造等」という。）に際して長期間の使用が可能な製品を開発し、製品の修理及び回収の体制を確保するなど、廃棄物の減量のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造等に際して、再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。）及び再生品の利用に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造等に際して、再利用の容易な製品、容器等の開発及び普及に努めるとともに、再利用についての情報を提供するなど、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

4 事業者は、物の製造等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、再利用が可能な包装、容器等の普及、使用後の包装及び容器等の回収策を講ずるなど再利用の促進と、過剰な包装等の回避に努めなければならない。

(町民による廃棄物の減量)

第13条 町民は、廃棄物を排出する場合には、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用の促進のための自主的な活動に参加及び協力することにより、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。

2 町民は、商品の購入に際して、その内容、包装、容器等を勘案し、再生品又は廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択する等により、廃棄物の減量と適正処理に努めなければならない。

(家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の排出等)

第14条 町民は、家庭廃棄物のうち生活環境保全上支障のない方法で、容易に処分できる物については自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない物については適正に分別し、町指定のごみ袋、粗大ごみ処理券及びし尿汲取券その他町長の指示する方法により排出しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物については、町指定のごみ袋により排出しなければならない。

3 町長は、前2項の指示に協力しない者がある場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認めるときは、当該支障の原因となる行為をした者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう指導及び助言することができる。

(排出禁止物の指定)

第15条 町長は、町が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるもののうち、排出してはならないものを指定することができる。

(1) 有害性物質を含む物

(2) 危険性のある物

- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町が行う収集、運搬及び処分に支障を及ぼす恐れのある物

2 町長は、前項により指定した一般廃棄物を処分しようとする者に対し、一般廃棄物処理業者への委託その他必要な事項を指示することができる。

(事業系一般廃棄物の処理基準)

第15条の2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条又は第4条の2で定められた収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第15条の3 事業者から収集、運搬の委託を受けた者は、事業系一般廃棄物を町長が指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 町長は、前項の者が同項の受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(事業用建築物の所有者による減量)

第16条 事業用建築物の所有者（所有者がその権限を委任した者を含む。以下同じ。）は、当該事業用建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理を図らなければならない。

(減量計画書)

第17条 事業用建築物のうち規則で定める大規模なものの所有者は、当該建築物から多量に排出される事業系一般廃棄物の減量に関する計画書を町長に提出しなければならない。

(共同住宅における廃棄物の集積所の設置)

第18条 共同住宅を建設しようとする者（以下「共同住宅建設者」という。）は、当該共同住宅又はその敷地内等に、規則で定める基準に従い、家庭廃棄物の集積所を設置しなければならない。この場合において、共同

住宅建設者は、当該集積場所について、あらかじめ町長と協議しなければならない。

### 第3章 手数料等

#### (一般廃棄物処理手数料)

第19条 町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する手数料は、次の表に掲げるとおりとする。

種別	区分	手数料
粗大ごみ	家庭廃棄物のうち町長が規則で定めるもの	1個 500円
し尿	従量制	36リットル 250円
		18リットル 125円
動物の死体	町長が指定した場所に搬入したもの	1体 2,830円
事業系一般廃棄物	町長が指定する処理施設で処分するとき	1キログラムまでごとに 32円

2 粗大ごみ及びし尿の手数は、町が指定する粗大ごみ処理券及びし尿汲取券の販売をもって徴収するものとする。

3 動物の死体の処理手数料は、申込みの都度徴収する。

4 事業系一般廃棄物の手数は、1月ごとにまとめて、搬入の日の属する月の翌月の末日までに徴収する。

5 第2項に規定する販売は、町長が指定する者に委託することができる。

6 粗大ごみ処理券及びし尿汲取券は、返還して現金の還付を受けることができない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第20条 天災その他特別の理由があると町長が認めたときは、前条の手数を減免することができる。

(一般廃棄物処理業の許可等)

第21条 法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業（同条第2項及び第7項の規定により更新する場合を含む。）又は浄化槽法（昭和

58年法律第43号)第35条第1項に規定する浄化槽清掃業を営もうとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者(浄化槽の清掃業は除く。)がその事業の範囲を変更しようとするときは、法第7条の2第1項の規定により、町長の変更許可を受けなければならない。

3 町長は、前2項の規定により許可をするときは、許可証を交付するものとする。

4 一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、許可期限満了前1月以内に更新の申請をしなければならない。

(許可申請手数料)

第22条 前条に規定する許可を受けようとする者は、申請の際、次の表に定める許可申請手数料を納入しなければならない。

種別	手数料
一般廃棄物処理業許可申請手数料	1件 5,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	1件 5,000円
一般廃棄物処理業許可更新手数料	1件 5,000円
浄化槽清掃業許可更新手数料	1件 5,000円
一般廃棄物処理業変更許可手数料	1件 5,000円
再交付手数料	1件 1,000円

(事業の廃止等の届出)

第23条 条例第21条の許可を受けた者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は住所を変更したときは、町長に届出なければならない。

(報告の徴収)

第24条 町長は、法第18条の規定により、事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第25条 町長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、職員に、事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若

しくは処分を業とする者の事務所又は事業場に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第26条 町長は、前条の規定による検査の結果、必要と認める指導及び助言に対し、正当な理由がないのにこれに従わないときは、期限を定めて勧告することができる。

- 2 町長は、前項に規定する勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 3 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

#### 第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。  
(豊山町廃棄物減量等推進審議会設置条例の廃止)
- 2 豊山町廃棄物減量等推進審議会設置条例（平成8年豊山町条例第20号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前になされた改正前の豊山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、改正後の豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成10年3月31日条例第6号）

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成15年12月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成15年12月1日から適用する。

附 則（平成16年12月21日条例第38号）  
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第12号）  
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 年 月 日条例第 号）  
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は<u>法第7条及び法第14条の規定により許可を受けた者（法第7条第1項ただし書及び法第14条第1項ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下同じ。）</u>に運搬させ、若しくは処分させなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の排出等)</p> <p>第14条 町民は、<u>家庭廃棄物</u>のうち生活環境保全上支障のない方法で、容易に処分できる物については自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない物については適正に分別し、町指定のごみ袋、粗大ごみ処理券及びし尿汲取券その他町長の指示する方法により排出しなければならない。</p> <p><u>2 事業者は、事業系一般廃棄物については、町指定のごみ袋により排出しなければならない。</u></p> <p><u>3 町長は、前2項の指示に協力しない者がある場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認めるときは、当該支障の原因となる行為をした者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう指導及び助言することができる。</u></p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は<u>廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができるものに運搬させ、若しくは処分させなければならない。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>(家庭廃棄物の排出等)</p> <p>第14条 町民は、<u>一般廃棄物</u>のうち生活環境保全上支障のない方法で、容易に処分できる物については自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない物については適正に分別し、町指定のごみ袋、粗大ごみ処理券及びし尿汲取券その他町長の指示する方法により排出しなければならない。</p> <p><u>2 町長は、前項の指示に協力しない者がある場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認めるときは、当該支障の原因となる行為をした者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう指導及び助言することができる。</u></p>



豊山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
種別	区分	手数料	種別	区分	手数料
中略	中略	中略	中略	中略	中略
<u>動物の死体</u>	<u>町長が指定した場所に搬入したもの</u>	<u>1体 2,830円</u>	<u>動物の死体</u>	<u>町長が指定した場所に搬入したもの</u>	<u>1体 2,830円</u>
<u>事業系一般廃棄物</u>	<u>町長が指定する処理施設で処分するとき</u>	<u>1キログラムまでごとに 32円</u>			
<p>2・3 略</p> <p><u>4</u> <u>事業系一般廃棄物の手数料は、1月ごとにまとめて、搬入の日の属する月の翌月の末日までに徴収する。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p>			<p>2・3 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>		